

令和5年7月 文書質問及び回答

- 1 質問者 小原仁興 議員
- 2 質問事項 町道草刈り後のゴミについて

質問の内容・要旨	回答
<p>道路維持の草刈り作業が進むと道路脇に捨てられたゴミが露出し目につくようになるばかりか、袋にゴミをまとめられた物にナイフが当たると、大きく飛散して回収することが難しくなるうえに、粉々に粉碎し大きく広がるなど、本町の風景をも毀損することは心が痛み残念な気持ちになります。</p> <p>そこで、それらの対策について、</p> <p>① 現状、草刈り作業中に露見されるゴミについてはどのような対策がされているのか。</p> <p>以上、町長の考えを伺います。</p>	<p>町道の草刈りは、主に町から業者への委託、道路愛護組合事業、中山間事業で維持管理しています。</p> <p>町から委託している町道の草刈りは主に、草刈車により年1回行うことを基本とし、時期を見て作業を行っております。草刈り作業前にゴミの有無を確認し、作業を行うことはしておりませんので、ご指摘のとおり路肩等の草の中に放置されたゴミを草刈車により巻込む場合もあり、その際に飛散したゴミは業者に処分していただいているところであります。道路愛護組合事業や中山間事業で草刈りを行った場合でのゴミの把握については現在できていない状況にあります。</p> <p>今後、道路等にゴミが散見していた場合、委託事業者、各種団体に回収の協力を依頼し、回収したごみについては税務住民課とも連携を図り、ゴミの処分を行えるよう進めてまいります。</p>